



# 災害に備えましょう



啓発用資料

☆災害時は行政や医療も被害を受ける可能性があります。そのため、災害に備えた物品を、最低3日間分を目安に用意しておきましょう。

<p><b>基本的な持ち出し品</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金、印鑑、保険証など→いつでも持ち出せるよう決まった場所にしまいましょう</li> <li>・10円硬貨（公衆電話の利用）</li> <li>・飲料水（ペットボトル）</li> <li>・懐中電灯、携帯ラジオ</li> <li>・衣類（下着やセーター、ジャンパー類）</li> <li>・軍手、ヘルメット（帽子）など</li> </ul>
<p><b>病気に関するもの （重要）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費（指定難病）医療受給者証 小児慢性特定疾病医療費受給者証</li> <li>・薬とお薬手帳（日ごろ飲んでいる薬の説明書やお薬手帳があると、薬の処方がスムーズにできます。また、かかりつけ医と事前に相談しておくことも大切です）</li> <li>・薬を飲むための飲料水（ペットボトル）</li> <li>・処置などに必要な物品 など</li> <li>・常備薬</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ</li> <li>・杖、車椅子 など</li> <li>・カセットコンロ</li> <li>・乳児はミルクの道具、おんぶ紐 など</li> </ul>

☆この他に、ご自身の状態に合わせて必要な物品を事前に用意しておきましょう。

## ●活用しましょう！災害用伝言サービス



17

### ☆災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって伝言の録音、再生を行ってください。（NTT 東日本・西日本ホームページもご参照ください）

伝言を録音	171→1→伝言を残したい電話番号を市外局番から入力
伝言を聞く	171→2→伝言を聞きたい電話番号を市外局番から入力

### ☆Web 171

専用サイト（<https://www.web171.jp/>）で利用者登録を行い、災害時には伝言板にメッセージを書き込んでください。スマートフォン以外の端末からの利用も可能です。災害用伝言ダイヤルと相互連携し、双方の登録伝言を双方で確認することができます。

（各携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」などの利用方法も確認しておきましょう）

## ●避難場所の確認をしておきましょう

家族でどこに避難するのか話し合っておきましょう（避難場所の確認をしましょう）。避難場所がわからない場合は、住んでいる市役所、町役場の担当課にお問い合わせしましょう。

小田原市	防災対策課	0465-33-1855（直通）
箱根町	総務防災課	0460-85-9561（直通）
真鶴町	総務課	0465-68-1131（代）
湯河原町	地域政策課（防災）	0465-63-2111（代）

☆一人で避難が困難な方は、日ごろから隣近所や親戚などに避難の協力をお願いしておきましょう。

☆普段から災害にあった時の避難方法について考えておきましょう。

## ●各市町の避難行動要支援者登録の申請をしましょう

小田原市	福祉政策課地域福祉係	0465-33-1863（直通）
箱根町	福祉課	0460-85-7790（直通）
真鶴町	総務防災課、福祉課	0465-68-1131（代）
湯河原町	社会福祉課	0465-63-2111（代）



\* 要支援者（医療的な処置が必要な方や、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者など、災害時に何らかの支援が必要な方）が市町に事前に登録していただくことで、災害時の安否確認がスムーズに行えます（自治体の被災状況により、対応できない場合もあります）。

## ●神奈川県小田原保健福祉事務所でもご相談に応じます

指定難病や小児慢性特定疾病をお持ちの方で、災害時の対応についてご相談されたい方は、お問い合わせください。



指定難病	保健予防課	電話：0465-32-8000（代）
小児慢性特定疾病	保健福祉課	FAX：0465-32-8138